

令和2年度

第2回埼玉県私立学校助成審議会議事録

## 令和2年度第2回埼玉県私立学校助成審議会議事録

開催日 令和2年9月8日（火）

場所 さいたま共済会館 602会議室

出席者（11名）（敬称略）

須賀 敬史	木下 高志	本木 茂
青木 徹	田部井 勇二	菊地 伸
土屋 功一	山崎 芙美夫	村田 俊彦
大野 夏美	小寺 智子	

欠席者（2名）（敬称略）

重川 純子 増井 千恵子

事務局 大久保 学事課長  
中崎 学事課副課長  
矢沼 高等学校担当主幹  
小野 幼稚園担当主幹  
小宮 専修各種学校担当主幹  
関口 高等学校担当主査  
半田 幼稚園担当主査  
堀口 専修各種学校担当主査  
青柳 高等学校担当主事  
田部井 幼稚園担当主事  
河原 専修各種学校担当主任

## 1 開 会

定足数を確認し、14時00分審議会を開会した。

## 2 議事録署名委員の指名

会長は、議事録署名委員として、青木徹委員、大野夏美委員を指名した。

## 3 諮問事項

### (1) 審議結果

諮 問 事 項	審議会意見	議決結果
令和2年度私立学校（小学校・中学校・高等学校） 運営費補助金配分の基本方針について	承 認	賛11 否0
令和2年度私立学校（幼稚園） 運営費補助金配分の基本方針について	承 認※	賛10 否0 棄 1
令和2年度私立学校（専修学校・各種学校） 運営費補助金配分の基本方針について	承 認	賛11 否0

※ 令和2年度私立学校（幼稚園）運営費補助金配分の基本方針については、園児納付金抑制加算以外について承認

### (2) 審議内容

別添「審議記録書」のとおり

## 4 閉 会

議長は、議事終了の旨を述べて、15時39分閉会を宣言した。

令和2年9月8日

議 長 村田 俊彦

議事録署名人

委 員 青木 徹

委 員 大野 夏美

## 【審議記録書】

○司会 お待たせいたしました。

本日はお忙しいところお集まりいただきまして本当にありがとうございます。

議事に入りますまでの間、司会を務めさせていただきます、学事課副課長の中崎でございます。よろしくお願いたします。

### 1 委嘱状の交付

○司会 開会に先立ちまして、今回初めて御出席いただきました委員の皆様には、北島通次総務部長から委嘱状をお渡しいたします。

お席に直接伺いますので、そのままお待ちください。

〔対象委員に対して委嘱状を交付〕

### 2 総務部長挨拶

○司会 続きまして、北島総務部長から御挨拶を申し上げます。

○北島総務部長 それでは皆様改めまして、総務部長の北島でございます。埼玉県私立学校助成審議会委員の先生方に置かれましては、御多忙中にも関わらず、そして今日は特にお暑い中御出席を賜りましたこと、誠にありがとうございます。また、私立学校関係者の皆様方におかれましては、引き続き新型コロナウイルス感染症の徹底等につきまして適切な御対応を各学校でいただいておりますことをこの場をお借りしまして厚く御礼申し上げたいと思います。

さて、前回7月30日になりますが、第1回の審議会におきまして、私立学校運営費補助金の配分の基本方針について諮問させていただき、闊達な御議論をいただいたところでございます。前回、様々な頂戴いたしました御意見を踏まえまして、運営費補助金がより効果的で効率的に執行できますよう、運営費補助金配分の基本方針（案）を作成させていただきました。本日は、この基本方針（案）につきまして委員の皆様方に審議をいただき、答申のとりまとめをお願いしたいと考えているところでございます。

委員の皆様方に置かれましては、それぞれの分野における経験を踏まえまして様々な見地から御審議を賜りますよう改めてお願い申し上げます、私の挨拶に代えさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○司会 大変恐縮ではございますが、北島総務部長は公務のため、ここで退席させていただきます。

〔総務部長退席〕

### 3 開 会

○司会 それでは、埼玉県私立学校助成審議会条例第6条第2項に定める定足数を満たしておりますので、ただいまから令和2年度第2回埼玉県私立学校助成審議会を開会いたします。

### 4 会長挨拶

○司会 まず始めに、会長から、御挨拶をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○村田会長 改めまして、皆さんこんにちは。暑い中、またお忙しい中御出席をいただきましてありがとうございます。

先ほどお話がありましたように、7月30日の第1回の審議会に引き続いて、私立学校に対する運営費補助金の配分の基本方針について御審議をいただくものでございますけれども、前回の審議会ではそれぞれの立場から貴重な御意見をいただきました。今回はそれらの意見を踏まえまして、事務局において、配分の基本方針の案を作成しておりますので、これらについて御審議を賜りたいと思います。

議事の公正・中立な運営を心掛けてまいりますので委員の皆様方の御協力をよろしくお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会 会長ありがとうございました。

それでは、これからの議事につきましては、条例第6条第1項に基づき、会長に進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

### 5 議事録署名委員の選出

○村田会長 それでは、これから議事を進めてまいります。

議事に入ります前に、条例第8条第2項の規定により、今回の議事録署名委員を指名したいと存じます。青木徹委員、大野夏美委員、お二方に署名委員をお願いしたいと存じます。

続きまして、会議の公開につきましてですけれども、委員の皆様方にお諮りしたいと思いますが、条例第7条におきまして「審議会の会議は、公開する。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。」と規定しております。今回の会議につきましては、公開とすることよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○村田会長 それでは、そのように取り扱わせていただきます。

次に、傍聴者について、事務局からお願いします。

○事務局 本日は傍聴者はいらっしゃいません。

## 6 諮問事項（3件）

### （1）令和2年度私立学校（小学校・中学校・高等学校）

運営費補助金配分の基本方針について

### （2）令和2年度私立学校（幼稚園）

運営費補助金配分の基本方針について

### （3）令和2年度私立学校（専修学校・各種学校）

運営費補助金配分の基本方針について

○村田会長 それでは、早速審議に入りたいと思います。第1回の審議会から引き続いて、諮問事項につきましても3件ございます。

皆様方から頂いた御意見を踏まえまして、事務局に「令和2年度運営費補助金配分の基本方針」案の整理をお願いしたところです。

この「令和2年度運営費補助金配分の基本方針（案）」について、事務局の説明を求めます。

○事務局 高等学校担当矢沼と申します。私からは、小中高等学校の運営費補助金配分の基本方針の案について御説明いたします。大変恐縮ではございますが、着座にて説明させていただきます。

それでは、お手元の資料1「令和2年度私立学校（小学校・中学校・高等学校）運営費補助金配分の基本方針（案）」を御覧いただければと思います。

まず、1ページ上段の配分の基本的な考え方を御覧ください。今年度に置きましても、「基礎配分」と「政策誘導配分」の2つの配分枠を設け、それぞれの配分枠において必要な要素を組み入れる方式を継続したいと考えております。このうち、基礎配分ですが、人件費や光熱費などの経常的経費に対し、予算の範囲内でその一部を補助するもので、まさに学校運営の根幹を支える支出に対する補助でございます。また、政策誘導配分とは、教育条件の向上など、県が進める私学行政への誘導を促進するものでございます。このほか、ここに記載はございませんが、今年度は、政策誘導配分の余剰財源を見越しまして、基礎配分や政策誘導配分のどちらにも含まれない、「特別補助配分」の項目を新設したいと考えております。

次に、具体的な配分項目でございますが、2の「基礎配分」の（1）高等学校を御覧ください。高等学校では、補助対象経費方式を採用しております。前年度の支出状況、つまり決算書の額に基づき一定割合を補助しており、経営実態を反映しやすい配分方式でございます。左の欄、配分項目としましては、決算書から①人件費や②教育研究経費などの支出額を抽出し、これに補助率を乗じて補助額を算出します。次に、（2）中学校と（3）小学校です。生徒一人当たりの補助単価を設定し、生徒数を乗じて補助額を決める単価方式を採用しており、大変簡素で分かりやすくなっております。

1枚おめくりいただきまして、2ページの「3 政策誘導配分」を御覧ください。今年度は、昨年度と同様全部で8項目の配分項目で政策誘導を図ってまいります。それぞれの項目名と配分の趣

旨につきましては、2ページに記載のとおりでございます。なお、欄外の※印でございますが、小学校は、⑥特色教育促進加算と⑧定員超過調整の2項目の適用としております。これは、県内の小学校が5校と少ない点、各校1クラスの児童数がおよそ30人程度であり、既に少人数学級が行われている点などを考慮し、基礎配分に重点を置いた配分としております。※印の2つ目、中学校は②の小規模校加算を適用しませんが、これは高等学校と比較し、学校ごとの規模の違いが小さい点を考慮しております。

2ページ一番下の4特別補助を御覧ください。今年度のコロナ禍における学校運営を考慮しまして、新型コロナウイルス感染症対策の特別な配分を設けたいと思っております。

恐れ入りますが、1枚おめくりいただき、3ページを御覧ください。ここからは、令和2年度の変更点について説明させていただきます。

まず(1)基礎配分の①高等学校でございます。今年度は、左側の配分項目の欄にある①人件費について、右側変更点の欄のとおり、人件費のうち、本務職員の配分上の上限数を廃止、撤廃したいと存じます。この変更につきましては、他の変更箇所2点とあわせて後ほど、別の資料で改めて御説明いたします。配分項目の②教育研究経費、③管理経費につきましては、県内校の平均額としておりますが、決算額の平均が増減していますことを踏まえ、時点修正するものでございます。④設備関係経費につきましては、乖離が見られなかったため、昨年度と変更はございません。また、この②教育研究経費、③管理経費、④設備関係の配分項目に基づく配分額を算出するにあたり、昨年度と同様、消費増税分への一定の配慮を継続します。なお、中段の表②の中学校、下段の表③の小学校の基礎配分につきましては、変更はございません。

恐れ入りますが、また1枚おめくりいただき、4ページを御覧ください。

(2)政策誘導配分、表の1段目①から6段目の⑥まで、小・中・高ともに変更はございません。7段目⑦ICT活用教育推進加算は従前のICT環境整備推進計画策定加算から名称を変更しまして、見直し再編を図ります。⑧定員超過調整については、変更はございません。

(3)特別補助に新型コロナウイルス感染症対策特別配分を、先ほど申し上げた通り、今年度、特別に新設するものでございます。

それでは主な変更点の3か所につきまして、改めて説明させていただきます。5ページを御覧ください。

令和2年度の主な変更点1点目は、基礎配分の本務職員人件費の配分方法の見直しでございます。まず現状と課題でございます。現状の配分方法につきましては、四角の枠内にありますとおり、本務職員人件費は、当該校の①前年度決算額と②570万円、県内平均給与額に本務職員数を乗じた額のいずれか少ない額に補助率を乗じて得た額を配分しております。この②にある本務職員数については、下の表にあるとおり学校規模に応じて上限数を設けてございます。課題でございますが、四角の枠外に記載しています通り、本務職員の上限数は過去の設置基準上の事務職員の最低必要数

をベースにして設定したのですが、学校の働き方改革が求められる昨今、学校に常時勤務する職員は事務職員に限られず例えばスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員など多種多様となっております。そのため時代のニーズに合っていないのではないかとということで上限数を緩和、若しくは廃止することの方向性につきまして、第1回審議会におきまして、御審議いただき、御了承いただいたところでございます。

それらを踏まえて検討させていただいた下の変更案でございます。案としましては本務職員の上限数の撤廃と整理いたしました。その主な理由としましては、1点目でございます、私立学校は学校の規模や特色に応じて必要となる人材や雇用形態もさまざまであることから、一律に本務職員のみ平均職員数を算出することが馴染まないこと。2点目、仮に上限数を緩和した場合でも、上限いっぱいまで配置した学校にとっては、常勤より非常勤採用を誘導する可能性が出てきてしまうこと。3点目、上限数を撤廃した場合、何も制限がなくなってしまうという点でございますけれども、本務教員と同じように平均給与額による配分上限が設けられており、一定の上限は引き続き存在することになります。4点目、誰にでもわかりやすく配分基準の簡素化を図る必要があること等を勘案しまして、上限数の撤廃を行いたいとするものでございます。

つづきまして6ページを御覧ください。政策誘導配分、ICT関連加算の再編でございます。現状と課題にありますとおり、ICT環境の整備に関する目標や年度計画を整理した計画を策定した場合、200万円の加算を行っています。すでに多くの学校では、整備したICT機器の活用段階に入っており、機器の操作の習得やICTを活用した授業、機器の設置準備など新たな業務が発生しております。しかし各学校の対応状況や教員の対応能力にはばらつきがございます。また、このたび閣議決定され示されました経済財政運営と改革の基本方針2020でも、国を挙げて社会全体のDX化、デジタルトランスフォーメーションを推進するとされておりまして、学校現場のデジタル化の推進はもちろん、デジタル化社会に対応できる人材の育成はますます重要な課題となっております。そうしたことを踏まえまして、変更案にあるとおり、計画策定に対する200万円の加算を廃止し、名称を「ICT活用教育推進加算」に改め、2つの加算配分に再編したいと存じます。

1つめはICT支援員の配置や教職員の研修の支援でございます。教員をサポートする専門員の配置やICTを有効活用するための教職員研修などに取組に要する経費に対して、1校当たり150万円を上限に加算配分します。もう1点はICT機器を活用した新しい教育や学校独自の取組の支援でございます。ICT機器を活用する新たな取組や特色ある学校独自の取組、双方向・協働型のオンライン授業であったり、リアルタイムで情報共有するグループワーク、あるいはVRを活用した地理や歴史の体験授業、こうした取組に要する経費に対して1あたり150万円の加算と、2つの加算に再編したいと考えております。

変更点の3点目でございます。特別補助として整理しています、学校独自の新型コロナウイルス感染症対策特別配分でございます。現状と課題ですが、長期臨時休業を終えた学校再開後も、生徒



の学習支援対策等を取りながら、徹底した感染防止策に努める等、学校では様々な負担が生じています。その対応としまして国の補正予算などによる各種支援策も行われているものの、多様性や独自性のある私立学校にとって、現場ニーズや補助要件に合致しているとは限らず各支援事業の対象外となってしまうたり、また、十分な対応ができない事態も想定されているところがございます。そこで変更案としまして、国や県の他の補助事業の補助対象経費が重複しないことを条件として、学校が行う感染症対策等に対して、以下の表を上限とした特別な配分を行いたいとするものでございます。

なお参考までに、A3横長の参考資料1「令和2年度私立学校運営費補助（高等学校）配分基準新旧対照表イメージ」、それから中学校、小学校のものも御用意しております。これまで御説明申し上げた変更点について、新旧対照表として整理し、記載しているものになります。変更部分は網掛けとなっております、左側が改正案、右側が昨年度の配分基準となっておりますので御参考いただければと存じます。

小・中・高等学校についての配分方針の（案）についての説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○事務局 幼稚園担当の小野と申します。私から、幼稚園の運営費補助金配分の基本方針（案）について御説明いたします。大変恐縮ですが、座って御説明させていただきます。

それでは、お手元の資料2「令和2年度私立学校（幼稚園）運営費補助金配分の基本方針（案）」を御覧いただきたいと存じます。

まず、1ページの1 配分の基本的な考え方を御覧ください。今年度におきましても、基礎配分と政策誘導配分の二つの配分枠を設けまして、それぞれの配分枠において、必要な要素を組み入れる方式を継続したいと考えております。具体的な配分項目でございますが、2 基礎配分では、昨年度と同様に5項目を設定し、それぞれ補助単価に対象者数を乗じまして配分額を算出いたします。

3 政策誘導配分でございますが、①から、2ページの⑧まで、そして2ページの一番下の新型コロナウイルス感染症対策加算、新設の加算ですけれども、先ほどの8項目とコロナの加算は、プラスの加算により措置を取ります。また、⑨の定員超過調整から⑩までは減算、マイナスということで政策誘導を図るものでございます。それぞれの項目名と配分の趣旨につきましては、資料2の1ページ、2ページの記載のとおりでございます。

次に、3ページを御覧いただきたいと思えます。「令和2年度の変更点」について御説明申し上げます。まず（1）基礎配分のうち、①園児数割でございますが、令和2年度の予算の園児1人当たり単価が増額されたことを踏まえまして、補助単価を増額いたします。②から⑤までは、元年度の補助単価を継続いたします。

次に（2）政策誘導配分でございますが、こちらのうち③園児納付金抑制加算と、4ページをおめくりいただきまして、4ページの一番下、特別加算として創設させていただきたいと考えており

ます新型コロナウイルス感染症対策加算、こちらについてはさらに説明を加えさせていただきたいと思えます。

次に5ページ、御覧いただきたいと思えます。資料2の5ページでございます。令和2年度の主な変更点ということで、まずは政策誘導配分、園児納付金抑制加算の見直しでございます。まずは現状と課題でございますが、現状は、5ページの前半の四角く囲われた2つの表を御覧いただきたいと思えます。2つの表のうち上の表でございますけれども、こちらの方は圏央道以北の幼稚園にこの上の表が適用になりまして、Cの383,400円以下とありますけれども、この額より園児納付金が抑えられていれば加算の対象ということになります。下の表、こちらの方は圏央道以南の幼稚園にはこの下の表が適用になりまして、例えばCのランクを御覧いただくと、387,400円とありますけれども、その額より抑えられていればこの加算の対象となります。次に課題でございますけれども、3つ挙げさせていただいております。まず、(1) 圏央道以南と以北の地域、先ほど説明させていただきました2つの表でございますけれども、こういった形で2つに分けることについてでございます。園児納付金は県北地域よりも県南地域の方が高い傾向となっております、平成25年からこのようにですね、圏央道以北の地域と以南の地域に分けて、それぞれ別の加算単価を設定しておりました。その後平成27年度に子ども・子育て支援新制度が開始になりまして、圏央道以南の地域も以北、北の地域において、多くの幼稚園がこの新制度に移行しまして、この運営費補助金の対象となる幼稚園は大きく減ったところでございます。また、4つ目のポツでございますけれども、園児納付金の市町村ごとの平均額の状況を見ると、前回の審議会でも地図をお示しさせていただきましたが、明確に圏央道を境にして差異があるとは言えない状況になっておりまして、圏央道以南と以北地域に分けて園児納付金の平均額を求める有意性が失われていると考えられます。

次に、課題の2つ目(2) 園児納付金別単価についてでございます。園児納付金の年額は、先ほど、この5ページの上の表に挙げさせていただきましたけれども、元年度までは、以南も以北の地域も、A B C Dの4つの区分で分けておりまして、1つの区分同士がですね、1万5千円から2万円という形で単価に差がございます。次に6ページでございますけれども、従いまして、加算額の総額におきますと、園児納付金の変更でA B C Dの区分が1つ移動しただけでも加算の総額におきまして数百万円の変動が生じますので、規模の小さい幼稚園にとっては影響が大きいということが課題となっております。

課題の3番目、(3) 給与水準による加算についてでございます。先ほど、区分Aと区分Bこちらの幼稚園については、園平均給与月額、教員の方の給与の月額が県平均額以上であれば単価より1万円上乘せしております。園平均給与月額を見ておりますので、もし教員の構成に新陳代謝、つまり、ベテランの先生が退職されて、新卒の先生が採用されますと、平均給与額は下がるということで、給与水準そのものは変えていないにもかかわらず、先生の異動ということで平均額が下がる

いったところが加算算定上不利となるということが課題というように考えています。

以上の3つの課題に対する変更案でございますけれども、(1)最初の課題に対する変更案といたしまして、圏央道以南の地域と以北の地域に分けて加算単価を設定するということは廃止させていただきますまして、全県1つの加算単価を設定することにさせていただきたいと考えております。

(2)の2番目の課題に対する案でございますけれども、園児納付金別の単価、先ほどA B C Dの4つございましたけれども、今度は11個に細分化して、区分が変わることによる影響を少なくしようというふうに考えております。

6ページ下の方に、右側が昨年度のものでして、右側が変更案ということでお示しさせていただいております。左側令和2年度の変更案では、AからKまで細分化されていまして、Jを御覧いただくと、395,000円とありますけれども、395,000円より園児納付金が抑えられておりますと、5,000円から始まる単価の方を補助を受けることができるというようなものでございます。右側2つの表を左側1つの表に統合する、統合した表は細分化を図るといったことになっておりますけれども、この見直しによりまして、実は園児納付金を幼稚園の方で変更していないにもかかわらず、一部幼稚園が単価が減額になってしまう幼稚園が一部ございますので、そういった幼稚園につきましては、経過措置といたしまして、減額分の一定額を上乗せするといったことを考えております。

続きまして、(3)給与水準による加算についてでございますけれども、こちらのほうは、先ほど園平均給与月額だけを見ますと先生の異動で平均が下がってしまうということがございますけれども、それに加えて制度的な給与水準も見ることで、そういった教員構成に新陳代謝が生じて、それだけで不利にならないようにすることを考えております。具体的には、6ページの左側の表の一番下の※印に記載したとおり、2種免許状保有の教員の給与表の水準が県平均以上であればそちらの方でも該当させていただこうといったところで考えております。

次、資料2の7ページを御覧いただければと思います。特別加算 新型コロナウイルス感染症対策加算の創設でございます。まず現状と課題でございますけれども、幼稚園は、臨時休業中は家庭保育の支援、その後再開後は感染防止策の徹底が求められております。国による第1次補正によりまして、マスク、消毒液こういった保健衛生用品の購入経費は補助対象となっております。また、2次補正によりまして、保健衛生用品の購入に加えて、感染症対策を徹底するために業務量が増えることへの対応といったことでも追加で補助対象となっております。一方で、国による補助は、人件費については預かり保育に係るものに限定されております。つきましては、変更案といたしまして、感染症対策として人件費、例えば園バスの増便で運転手の人件費が増額になったとか、あるいは消毒作業で教職員の方の時間外手当とか、そういった手当が増額になったとか、あるいは密を避けるために少人数でグループ分けをして保育をするといった対応で、例えばパートの先生とか、そういった補助の先生の増員があったとか、そういった預かり保育以外でも人件費において幼稚園の負担

増が想定されますので、これら、ただいま申し上げたところが預かり保育以外のものですので、国による補助対象外となっておりますので、こういった国の補助など他の補助と重複しないものについて支援するという趣旨で加算を創設させていただきたいと考えております。

最後に、お手数ですが参考資料2というところで、今お話しさせていただいた変更案を左側が新案、令和2年度、右側が令和元年度旧ということで新旧対照表としてお示しさせていただいております。変更部分は網掛けをかけさせていただいております。先ほどお話しさせていただいた主に3つの変更点、1ページの園児数割、これの方は右側の48,500円とございますけれども、500円増額で、49,000円。2つ目の大きな変更点といたしまして、3ページの園児納付金抑制加算ということで、右側は2つの表に分かれておりましたけれども、左側は1つの表に統合いたしました。最後に大きな変更点3つ目の新型コロナウイルス感染症対策加算でございますけれども、参考資料2の5ページ目、創設といったところで50万円以上であれば30万円の加算といったところをお示しさせていただいております。

幼稚園についての説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○事務局 続きまして、専修各種学校担当の小宮でございます。お手元の資料3を御覧ください。なお、配分基準の詳細につきましてA3の参考資料も3番になります。令和2年度の専修学校・各種学校の運営費補助金配分の基本方針案について御説明いたします。恐縮ですが、座って御説明させていただきます。

まず、項目1「配分の基本的な考え方」でございますが、経常的経費を対象とした基礎配分と、各種の政策誘導配分から成ります、ここは他の学種と同様の考え方でございます。

次に、項目2「基礎配分」の中身でございますが、①生徒数割、②教職員数割となっており、それぞれ生徒数・教職員数に補助単価を乗じて、補助するものでございます。単価や計算方法の詳細は、参考資料3の方に記載いたしました。

次に、項目3「政策誘導配分」でございますが、令和2年度につきましては、5つの配分項目を設ける案でございます。

変更点につきましては、2ページ目を御覧いただきたいと存じます。項目4「令和2年度の変更点」でございますが、(1)基礎配分の、①生徒数割、②教職員数割につきましては、補助単価の見直しをいたします。これは、令和2年度予算において予算上の生徒1人あたりの積算単価が1.2%増えておりますので、これを受けて、その予算の増額分、増加割合を反映させたものでございます。

次に、(2)政策誘導配分でございます。②を御覧いただきたいと思いますと思いますが、昨年度までの安全管理・施設整備加算と申しておりましたものを「保健安全対策・教育環境整備加算」に名称を変更し、従来の補助対象に加えて、新型コロナウイルス感染症対策を対象とし、手厚い加算を行おうと

するものでございます。また、一番下の※印の学校評価公開加算については、各学校の取組としての必要性は大変重要なものでございますが、政策誘導加算としては廃止とする案となっております。

さらに、3ページをお開きください。項目5「令和2年度の主な変更点（政策誘導配分）」というところでございます。現状と課題の所で、従来の安全管理・施設整備加算については、防犯・防災対策をメインとして、その他に校舎の維持修繕などを対象として、36校が加算を受けておりました。変更案につきましては、文章の中に例示を書かせていただきましたが、マスクや消毒液といった保健衛生用品の購入、教室・職員室の消毒・空調・間仕切り改修といった校舎内の各種対策、通信設備の整備、これは遠隔授業とか、そういったものでございます。教材の発送等の費用、分散登校実施に係るスクールバスの増便、その他対応策の実施に要する非常勤職員の確保や業務委託の費用を加算の対象といたします。加算額ですが、表を御覧いただきますと、加算に係る補助対象経費の1割弱相当、最大50万円まで加算をする案としております。なお、従来対象としていた経費につきましても、引き続き加算の対象とさせていただきます。

さらに4ページを御覧ください。政策誘導配分の学校評価公開加算でございますけれども、昨年度は35校に対して15万円を加算いたしました。学校関係者評価につきましては、各学校が実施・公開に努めるべきものとなっておりますが、昨年度で未実施のところもまだ3割ほどございます。ただし、専修学校のうち専門課程では高等教育無償化の対象校となるための必須要件とされております。また、専修学校としての制度の周知、取組の必要性は全体に浸透しているものと考えております。学校関係者評価の公開は学校にとって大変重要な取組であります。ただ、加算による誘導の必要性は薄れていること、また、限られた予算の中でコロナ対策の様な手厚くすべき課題があることも踏まえ、専修・各種学校補助における学校評価公開加算を廃止したいと考えております。

以上、専修学校・各種学校の配分基準について御説明をさせていただきました。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○村田会長 はい、御説明ありがとうございました。ただいま資料1、資料2、資料3ということで、諮問事項の3項目につきまして通しで説明をいただきました。

それでは、この件につきまして、御意見、御質問等ありましたらお願いいたします。

○委員 はい。

○村田会長 はい、どうぞ。

○委員 私から3点ございます。資料1の問題について3点ございます。

前回の各委員の発言内容が、私の方で記憶してないものですから、議事録も今日手元でございますので、もしかしたら前回と自分でも意見の違うことを申し上げるかもしれませんが、私は希望としましては、きちんとした議事録じゃなくてもいいのですけれども、どんなことを各委員がおっしゃられたかについては、次の会議の時には手元にあった方がうれしいです。これはちょっとまあ意見ですね。まずこれが1つですね。

それと2つ目なのですが、資料1の問題で、5ページの真ん中からやや下から変更案というのがございますけれども、この変更案の理由については、一般に公開されるものなのか教えていただきたいというのが2点目です。

そして、もし公開されるということだとすると、私が一般の県民だとすると、この理由は大変分かりづらいものとなっています。なぜかという、この1つ目の四角の理由をまず見ていきますと、ちょっと消極理由なんです。「促進につながるとはいえないこと」っていうことなんです、要するにこういうふうに変える肝は何なのかということ、私この理由だけを見ても分かりづらくて、むしろ「現状と課題」というところの、「変更案」より前のところが本当の理由なんじゃないかなと思ってまして、要するに、常勤勤務する職員については、全てについてフォローするというのが正当だと、今回そういうふう政策的に考えましたということが積極的な理由であって、その下に書いてある「とはいえない」というのは、私どうも法律家が論文書くときにですね、こういう消極的な理由を挙げられてもですね、分かりづらいなど。それはもう最後の方の理由にしてもらって。どうしてこういうふうにするのかというところを、主体的に書いていただいた方が、分かりやすいです。

以上、3点です。

○村田会長 はい。ありがとうございました。

じゃあ事務局の方から。

○事務局 はい。高等学校担当矢沼です。

まず、はじめに、議事録ですね。今年は審議会の1回目と2回目の開催日がコロナウイルスの関係でほとんど間が空かなくなりました。通常1回目をもっと早く開催してまして、2回目を開催するこの時期には議事録ができていたことが一般的ではございます。また、委託業者が夏休みが入ったりと諸事情がございまして議事録が完成しておりません。しかしながら、先生の言う通り、簡易なメモであれば御用意できますので、来年以降になってしまうと思うのですが、そのように取り扱わせていただく方向で検討させていただきたいと思っております。

2点目でございます。資料1の5ページの理由なんですけれども、こちらについてはですね、発言があれば議事録の中でそれは残りますけれども、これがそのまま公開されるということは基本的にはないこととなります。

3点目、先生のおっしゃる通り、積極的な理由は「現状と課題」にある通り、事務職員が今は様々な職種になっているので変更したいというのが主な理由でございます。下の「変更案」として、消極的な理由だと先生の御指摘ありましたけれども、こちらの意図としてはですね、1回目の審議会時に職員上限を撤廃するか、あるいは緩和というような形の方向性を御審議いただき、御了承いただいたところでございます。それを踏まえ、案としまして緩和ではなくて撤廃とし、その理由として、消極的な理由となってしまいましたけれども、こういった形で整理させていただいたもので

ございます。例えば1点目の、先生から非常に分かりづらいと御指摘いただいたところでございませけれども、私立学校は人材、雇用形態等様々なので、という考えなのではございませけれども、本務職員で採用するか、あるいは兼務職員で採用するか、あるいは委託契約をするかというのは、私立学校の裁量になると思います。各学校の平均値で例えば上限数を緩和するという考えもあるのではございませけれども、もしその私立学校の裁量の部分を邪魔しているとか、捻じ曲げてしまうような配分になることも想定されるので、撤廃したほうが良いという意味で記載してございます。

今後、資料の作り方は、いろいろ研究してまいりたいと思います。以上でございます。

○村田会長 よろしいでしょうか。

○委員 はい、ありがとうございます。

○村田会長 じゃあ。

○委員 はい。御説明ありがとうございます。

それでは資料1の6ページ、ICT関連加算の再編のところちょっと質問させていただきます。今回、DX、デジタルトランスフォーメーションという言葉も入りまして、国の流れとそろったところで大変僕はいいことだと思っているのではございませけれども、今回、変更案の中で、2つの加算配分に再編するということでありまして、まずは教員の配置とか研修に対する支援に上限150万。そしてもう一つが機器を活用した新しい教育や独自の取組みに上限150万。これをあわせて、両方も受けられるというふうに理解をしているのではございませけれども、そうすると上限300万になるかと思うんですが、従前は200万だったものが今度300万になるということで、予算の枠内で足りるのか。どういうふうに試算されているのかをお答えください。

○村田会長 はい。事務局お願いします。

○事務局 はい。先生の御質問にお答えいたします。2つの加算に再編した場合に、2つ同時に受けられるのかということでございますけれども、2つ同時に、それぞれの要件を満たせば受けられるということをご想定してございます。その結果としまして、両方あわせて300万円になりますが、今200万円の加算を受けている学校というのは、ほとんどすべての学校が受けております。その一方で、例えばICT支援員の配置なんかは、昨年度の調査では8校ぐらいしか配置していないというような状況でございます。また、下のICT機器を活用した新しい教育、例えばオンライン授業なんかを、直近の調査だと3割ぐらいで、8割、9割といった状況でないものですから十分200万円の現行の予算でも足りるということ。それから、高等学校については、わずかではありますけれども、予算が少しずつ伸びておりますので、ICT等は重要な部分ということで加算額を増やしたいということでございます。

○村田会長 そのほかございますか。

はい、どうぞ。

○委員 私はあの、資料2の6ページになりますが、幼稚園の園児納付金。前回よりも刻みが小さく

になりましたので、少し上がったけなのにとたくさん減らされるという、そういうことが無くなりましたので、変更としてはいい変更をしていただいたなと思います。それで1件お伺いしたいんですが、この園児納付金の年額なんですが、これは運営費補助金事業計画書の中の園児納付金調査票、これに基づいておやりになっているのでしょうか。お伺いします。

○村田会長 はい、事務局お願いします。

○事務局 その通りでございます。

○村田会長 はい、どうぞ。

○委員 そうしますとですね、これは4歳児の年額ということで記入をするようになってはいますが、それで間違いないですね。

○事務局 それで間違いはございません。

○委員 そうしますと、幼稚園に入る子は今は満3歳とか、3歳児で入る子がほとんどではないかと思うんですね。4歳で入ることが少なくなっていると思います。それで、例えば、園則で入園料の項目の中に4歳ではもう取らないと、4歳で入園させないから、3歳児だけ入園料6万円とか7万円、それしか記載のない幼稚園については、ここの園児納付金の欄に4歳児の入園料は書く必要が無いのかなと思うんですけど、それはいかがでしょう。

○村田会長 はい、事務局お願いします。

○事務局 はい。4歳児の入園料が0円、半額とか、そういったことで園則に記載があれば、委員御指摘のとおりそのまま園則に記載のとおり書いていただくと。その金額を加算上、算定上見るということになります。

○委員 そうしますと、4歳児の入園料の記載がないものについては、事業計画書の園児納付金調査票にそれが反映されてこないということではよろしいでしょうか。4歳児の納付金ですので、園則で4歳児の納付金が定められていなければ、こちらに書く必要がないと思うのですが。いかがでしょう。

○事務局 園則、我々も変更届、届出をいただいておりますので、その時に、納付金の金額は必ず見ますので、必ず、4歳児入園の時の入園料はいくらなのか、必ず記載はございます。

ただ、委員御指摘の問題点としては、昔は2年保育かなりの大多数であったんですけども、今はほとんど3年保育でございまして、多くの保護者は3歳児で入園するので、払う入園料としては、ほとんどの保護者は3歳児の入園料を払うと。一方で補助金の加算上は4歳児を見て増すので、4歳児の入園料を見ていると。そういったところで委員御指摘の実態と補助金の算定に乖離があるのではないかなということかなと思うんですけども、われわれもそういった課題も認識しております、今後検討していきたいと思うんですけども、この補助金とは別に、国の文科省の園児納付金全国調査もやはり今4歳児を見ておりますので、そういった国の考え方と同じにして、4歳児の納付金を見ているわけなんですけれども、4歳児の時点の方が保育料ですとかその他教材費ですとか



一番平均的なところかなということで長い間4歳児を基準として考えてきているというところはあるんですけども、そういった入園料の問題がございますので、状況を見ながら今後検討させていただきたいと考えております。

○村田会長 はい、どうぞ。

○委員 そうしますと例えば、園則の中に「入園料は次のとおりとする。3歳児6万円、4歳児4万円、5歳児2万円」という幼稚園があったとします。もう一つの幼稚園では、「入園料は6万円とする」という1つの書き方をしている幼稚園があるとします。そうすると、6万円、4万円、2万円と3段階にしている幼稚園については、運営費補助金事業計画書に入園料は4万円と書けば、それで通るわけですね、園則で4万円ですから。もう一方の幼稚園は、「入園料は6万円とする」ということで4歳児も6万円をもらっているわけです。そうすると、園児納付金のランクで2万円違うというと、1人当たり2万円例えば違ってくるわけですし、200人いれば400万円。たったそれだけのことで400万円違ってしまうわけですから、園児納付金については、3年間で幼稚園にいくら払うのかとか、2年間でいくら払うのかとか、何かそういう、例えば3歳児はいくら払うのか、4歳児はいくら払うのか、その多い方を年間の園児納付金として補助金算定するとか、というふうにしたほうが公平なんじゃないのかなと思うんですけど。いかがでしょう。

まあ、今回急にそういうふう直すのは難しいかなと思いますが、そういうふう園則で入園料を、4歳児は取らないところはないわけですから、そこを例えば入園料6万円とすると1人当たり6万円、400人いれば2,400万円変わってしまうわけですから。実際あるかどうか分かりませんが、仕組みの上では起きてしまうんじゃないかなと心配があるものですから、お話をさせていただきました。

それから、もう一つ同じ項目なんですけど、職員の給料によって加算を、平均以上はとか、平均より少ないとかありますけど、これも月給というのも一つの目安だとは思いますが、やはり年額いくら職員がもらえるのかということで、1年目、3年目、5年目、10年目の給料表だけですとそれは月給でしか判断できなくなりますので、本当はそれにボーナスが加算されて、とにかく年額で評価をしていただく仕組みの方が公平なのかな、という気はするんですけども。その辺もちょっと整理をどうにかならないですかね。

○村田会長 じゃあ、事務局お願いします。

○事務局 まず最初にですね、園児納付金抑制加算の入園料についての課題というのは実は私どもも若干認識している部分がございます、今回につきましては、これまでの地域で分けていたりとか、階段式の高低差が大きく見られる、まずその辺を改善しまして、委員からの指摘につきましてはいっぺんにやるとなかなか大きな変更になるものですから、それについては十分検討させていただきたいなと思います。

あと、もう1点目の給与の部分なんですけれども、実は今まで属人的に変動してしまう要素があ

ったものですから、これを今回見直しますということで考えていく中で、なかなか年額を使うと幼稚園によってはいろいろ手当があつたりとかですね比較するのが非常に難しい部分があるかなということで、あくまでも給与水準を見るために1年目、3年目、5年目、10年目ということで、それによってその幼稚園の給与体系と比較して県の平均より出しているか出していないかが見えるかなと考えています。ボーナスの要素を加えるかどうかというのは、幼稚園によってボーナスの出し方もいろいろだと思いますので、よくその辺の状況を把握したうえで、宿題とさせていただければと考えています。以上です。

○村田会長 はい。よろしいでしょうか。

どうぞ。

○事務局 申し訳ございません。委員の2点目の園則の話なんですけれども、ここのあの、給与月額というところがあります。分かりづらくて申し訳ありませんが、本俸、基本給、毎月もらうお金だけなのかというところで理解いただいてしまうかもしれませんが、こちらで言っている給与月額というのはですね、毎月の月給のお金プラスボーナスとかそういったものも含めて最後の年額を12で割ったもので見ておりますので、年収を12で割った額で見させていただいておりますので、そこは考慮している部分ではあります。

○村田会長 はい。

○委員 あの、それもこちらに書いてありますので、平均給与という考え方だと思うんですけど、一番下のところに本俸で判断するという記載があるものですから、私は質問させていただきました。

○事務局 そちらはその通りでございます。

○村田会長 はい、どうぞ。

○委員 今の委員の御指摘というのはとても重要なことで、それはやっぱりここで採否をとった方がいいのではないかと思うぐらい重要だと思いましたが、現行案は幅が4万ぐらいあって、本当にその入園料を入れるか入れないかってとても重要な問題で、かなり差が出てくるということを今委員が御指摘されましたので、これだけ見ますと非常にきめ細やかでいい感じがするんですけども、実際はかなり差が出てくるんじゃないかなというふうに思いまして。まあ私の案としては入園料は入れないで計算するというのであれば、全くこの案のとおりでもいいのかもしれないですが、もし入園料を入れるということになると、きめ細やかにやられちゃうから、この案でいいかどうかというのはこの委員で採否をとったほうがいいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○会長 事務局の方はどうですか。

○事務局 入園料の問題でございますけれども、園児納付金全体に占める入園料の割合はかなり大きいものがございますので、入園料を含めた形で補助金を見たほうがよろしいかなというふうにかんがえております。

また、委員の御指摘その通りでございますけれども、なかなか入園料、入園金というものをいく

らで設定するかというところは、入園料に対する各幼稚園の考え方とか、父母負担の考え方とか、あるいは各幼稚園での入園、受け入れる際でのコストとか、いろいろなものが含まれて設定されているところもございますので、御審議いただきながらそういった状況をもう一回時間をいただいて、来年度お示しさせていただきたいと担当としては考えております。

○会長 はい、どうぞ。

○委員 来年度とおっしゃるのは、令和2年度の変更案ということなので、1年間はこれで実施するという御主旨での御回答でしょうか。

○事務局 今年度の配分基準ですので、事務局としては、今年度の配分はこの案でといったところでお諮りさせていただいております。

○委員 それは、私は反対です。それだったら現行案で4つの区分でいいです。私の考えは。いや、これどうですかと言われたので、これは私は嫌です。

○村田会長 今あの御意見頂いた内容については、この段階で今、幼稚園の実態を全て調査したうえで、データがあって判断できればいいんですけども、先ほど出た御意見についてはですね、課題としての限定の調査としてはもう少し具体的に各幼稚園の実態を見せられたうえで結論を出していくべきではないかなというふうにも、私個人的に思いますので、当面の課題として、この今までどちらかという乖離のあった2つの地域の問題をまず今年度は整理させていただいて、納付金の問題についてより詳細のデータに基づいた見直しについては次年度以降の動静を踏まえてまた検討されたらという形でいったらどうかというふうには思うんですけど。

○委員 今、会長のお話は私はよくわかりましたけれども、しかしもうこの変更案で今年度実施されるとおっしゃられたので、要するにその実績を踏まえて考えるという事務局回答ではなくて、もう今年度はこれでやりますという御回答だったので、実績もなにも踏まえないでこの変更案を実施されるとおっしゃられるので、反対ですと私は申し上げました。1年間見て来年度変えますっていうんだったらいいんですけど、今年はこれでいきますっていうことなんで。

○村田会長 まあ、今年度の案としては、とりあえずその区分の不合理性があつたものについて見直しをして、2年度の案としてこういう形でいかがかということを経済局の方で提案したということですね。

○委員 発言してもいいですか。

私もこれ、案はこれでいいと思うんです。これは苦勞していただいて細かくしていただいた案でいいと思うんですが、もしできればなんですけどこれは、補助金交付するまでに。運営費補助金事業計画書の別紙4の4歳児の園児納付金と、それから、同じ時に出している実態調査票、電算入力調査票05、この中に、実態調査票の一番下に3歳児納付金の欄があるんですね。ここに入園料が書いてあります。3歳児の入園料が。ですから、4歳児の入園料と3歳児の入園料が違うところはたぶんチェックできるんじゃないかと思うんですね。それで、4歳児の方に入園料が入っていない

て、3歳児の方に入園料が入っていると、これが分かった時に果たして、おたくの園児納付金は訂正しますよということができるとかどうかわかりかね。学事課の方として。それができれば私は入園料を含めた納付金が公平に把握されたというふうになるんじゃないかというふうに思うんですけど、大変ですかね。どのくらいその幼稚園があるのか、それはわかりません。全くないかもわかりません。

○村田会長 はい。

○委員 委員のいうことは確かだと思うんですよ。これ、前はA B C Dだったんです。今度Kまでいったんですが、これでほんの僅か1,000円でも2,000円でもこの差で、BからAに行く、そうすると、15,000円の差が出てくるわけです。で、今おっしゃられた、議題になっている年中を見たんですけど、年中分の納付金の平均を出して、それで算定して運営費補助金をと。これ、やり方によっては年中の入園料を下げちゃう、そうすると他の園だとCランクだったけど、下げることによってAランクに行く。そうすると補助金が35,000円の差が、かける園児数ですから、下げても差し引きすると補助金がたくさん来るんです。だからやり方で、うちはやってませんけれども、やり方次第でそのような形がとれるので、これは私もちょっと不公平なところがあるのかなというふうに前々から思っていたんですけども。まあその辺を改善されたらどうかというふうな委員の発言だと思います。

○村田会長 はい。今のについてはよろしいですか、御意見ということで。

○委員 要するに今のは3歳児と4歳児で入園料を加算するところと加算しないところがあるのはおかしいんじゃないかと、そういうことですよ。私はそれはそう思います。高等学校は入学金も含めて全部でやって、それを3で割ってやっていますよね。ということは、うちの学校ちょっと変な学校でして、中学校から上に上がる人たちは、入学金ではなくて、進級金といって10万円なんですけど、高校から入る子は25万円なんです。で、これは実はそれらを全部合算してどうなるかという計算を学事課ですべてやっていますよね。と同じ考え方に立つなら、幼稚園と小中高で違うような計算の仕方はまずいんじゃないか。そうすると、入れるか、入れないかだけの判断なんだと思うんですよ。つまり入れる部分と入れない部分があるとちょっと皆さん納得しないんだと、だから少なくとも、今年できるかは私分かりません。なんていったって事務局今コロナで結構忙しいんでね。それはやっぱりちょっと配慮しないとイケないんだろうけど、やっぱり将来的には入れるなら入れるですべてのやつを入れて計算するべきだし、入れないんだったら全部入れない。そういった形にもってくべきだと。というふうに思います。

○委員 いいですか。

○村田会長 はい、どうぞ。

○委員 まあ、私も今の議論を聞いてて、まあうちも幼稚園持っていますけど、4歳児だけのあれで計算してきたというのは若干問題はあるかなというふうな気が皆さんの議論を聞いていてしてきまし

た。今のお話のように、全てトータルで3で割るなり、何で割るなりしてその数値を出してくると。そこに入園料も含めるのかという問題もありますけれど、もともとの月額平均給与のようにはつきりと形で残していただいた方がこういう議論にならないなというふうに思いますので、これからは大変だと思うんですが、もうしょうがないと思いますので、来年度については、そういう明確な、何と何と何を混ぜて、何で割って1カ月平均が出てくる、そういうものを明らかにしておくべきだと思いますね。以上です。

○村田会長 はい、ありがとうございます。

○委員 はい、あ、でも。

○村田会長 はい。じゃあ先生から。

○委員 今先生がおっしゃっていた、処理上の問題で補助金が変わるという、そこに怖さがあります。

先生、うちはやらないよっておっしゃって、でも、やれるんだったらやっちゃうっていうのが、そういう状況を作れるのが、私問題だって思うんですね。ですので、これだけ景気が悪いと世の中で言ってますので、やっぱり正しく我々もやって、正しい土俵で正しいものをするということで、教育現場ですから。いじっていけるというのはやっぱり人間やっちゃうんじゃないかと。先生おっしゃったように、現場の状況というのは先生のお話を聞いて、本当にこういうことなんだっていうので、私、高等学校ですけれども、幼稚園って、やっぱり表を見てても意識が行かないんですね。単なる圏央道からこっち、今年はこれ変わるから了承すればいいっていう感じでここに座っているのも事実ですので、これはやっぱりきちっとできる、インチキできないようなものをすべきだと、私思います。今日は勉強になりました。ありがとうございます。

○村田会長 はい、どうぞ。

○委員 私もあの会長がおっしゃられた通り、軟着陸をさせるために今年度はこれでいいじゃないかというお話だと思うんですが、一回これをやるとですね、来年は予測不可能なんですよ、幼稚園の、だから怖いんです。不公平な余地を残さないという意味では、変更しちゃまずいんですよ。現行案のままでいくのであれば、それは現行でやってきてますので、構わないです。それを来年変える。それをまあ公平な形で変えるというのであれば構わないのだけれど、一回こういうふうに変更しちゃって、なんだか不公平な制度があるな、って思って1年間だけやって、で来年度またそれを修正してやりましょうっていうのは、これはあの、私も前組織に居りましたが、組織としてのやり方としては非常にまずいです。なので私反対しています。軟着陸させればいいのかということじゃないです。申し訳ないけど、この案は反対です。で、どうしてもだったら、今年度の案をそのまま1年継続していただいて、来年度は、今日委員の先生方が御指摘された点を踏まえて不公平が生じないような案にさせていただけるっていうのであれば、いいんですが、私は令和2年度から変更案を実施するという点については反対です。それとですね、先ほど先生おっしゃいましたけれども、私のお客さんで幼稚園の経営者がいたとして、私は勧めないです、こういう抜け穴あるよなんて勧め

ないですよ、でも、こういうふうにして違法ですかという質問が来た場合は、違法じゃないよって回答します。当然ですよ。経営判断ですから。そういう余地が残るような変更案を私は委員としてここで賛成って言えないから、反対です。以上です。

○村田会長 はい。

では、今のは御意見ということで。

どうぞ。

○委員 意見として言わせていただきますけれども、私、幼稚園の経営者なんですけれども、委員からも話が出たかなと思うんですけれども、現状ですね、幼稚園はほぼ3歳で入園するお子さんが9割以上95%くらいいると思うんですけれども、そういった中でこの現状、というかこの予算の組み方がですね、4歳児というのがやっぱり逆に一番ネックなのかなと思うんですね。9割以上のお子さんが3歳で入園している状況を踏まえまして、まあ抜け道とかね、いろいろなその予算に対する抜け道のところで、入園金、確かに、私のところは3年間一緒なんですけれども、あと特別な理由があれば減額とかあるんですけれども、一応3歳児が対象で考えています。なので、まあ逆に抜け道はできないんですけれども、ただ、今変更案としてですね、私も前から思っていたんですけれども、委員になる前から。圏央道南北で分けて、この分け方がですねちょっとした金額で、本当に先ほど言ったみたいに1円、2円違うだけで園児1人当たりの補助金が15,000円、20,000円違うということですね、私のところなんかは少人数なんですけれども、200、300いるところについては相当な金額になるのかなと思うんですね。経営に長けた方をですね、やっぱりその辺を考えながら、園則変更したりとか、そういう方法で補助金を上げる方法があるということで、もし可能であればですね、今年度は難しいのかなと思うんですけれども、3歳児を対象にということで考えていただくと、その辺の公平性が保てるのかなと思うんですね。更に、圏央道に対する南北ランク分けはですね、今年は合算して細かくなったということで、かなりその部分の公平性は改善されたのかなというふうに思います。意見として言わせていただきました。

○村田会長 ただいまちょっと、いい。

○事務局 いろいろな御意見ありがとうございました。

先ほど申しあげました通り私どもとしましては、園児納付金の入園料の点については課題はあるとは認識しておりました。ただ、そのなかで今回、先ほど申しあげましたように、制度の変更ということで、まずは圏央道以南と以北というところと、段階というところを考えてまいりました。ただ、皆さんの御意見をいろいろとお伺いしまして、そこは会長に御提案でございますけれども、今の御意見を踏まえまして、トータル3年間で見るとということが技術的にできるかどうかということが1つございます。それから年少さんですね、3歳児のところだけで見るのがいいのか、というのはちょっとお時間をいただきまして検討したうえでこれは皆様に、委員の皆様に改めてお示しして、その上で御意見を頂戴するなり、賛成反対の御判断をいただきたいというかたちがよろしいかと思

います。いつまでということがなかなか今この場で明示することができないのですけれど、改めましてこの部分につきましては、今の皆様の御意見を踏まえまして案というものを郵送なりですね、お示しをいたしまして、その際にまた皆様の御意見を頂戴出来れば。この部分に関しましては、今日の審議会においてはペンディングという形で御了解いただければというふうに考えております。以上でございます。

○村田会長 では、3歳児、4歳児納付金等についての実態をまず調べていただいて、それでの対応を事務局として検討していただく、ということによろしいでしょうか。

それと、事務局の方からも先ほどお話ありましたが、経過措置として変更しないのにながら下がるようなところが、今回の見直し案で不合理なところを直したにも関わらず、結果として変更しないのにながら下がるという法人がいくつか出てくる可能性があるんですかね、それに関しては、減額の一定額については配慮してもいいという話がありましたけれども、そこを、先ほどの先生の御意見を踏まえると、どちらかというと減額をなしに近い形で経過措置としてこの1年間対応していただくということも1つの案としてはあり得るんじゃないかと思うんですけれども。その辺も含めてですね、事務局のほうで検討していただければありがたいと思います。

○事務局 実はその辺のところですね、よく状況を把握したうえで対応案を、あまり大きな影響が出るのは望ましくないと考えております。それも含めた変更というのを提案させていただければと思います。ただ、なるべく早く補助金の方は支給しませんと幼稚園の方が困りますので、なるべく時間をつけずに皆様の方にお示ししたいと思っております。

○村田会長 では、よろしいですか。

では、ただいまの委員からそれぞれいただいた意見につきましては、事務局との調整につきましては私に一任していただくということによろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○村田会長 それでは、他に、今の件以外で。

どうぞ。

○委員 高等学校のですね、資料2 ICT活用教育推進加算、100万円増えてどうもありがとうございます。ただですね、1つこれ、上のですね、特色教育の中のIT教育の部分とICT活用教育推進加算のこの部分とはどういうふうな形で分けられるのかがちょっとわからないんですよ、そうしますとこれから我々申請するときに具体的な区分けというのが存在するのか、しないのかというのを教えていただいて、あるいはこれから検討していくのかを教えてくださいたいと思います。

○村田会長 はい、じゃあ事務局お願いします。

○事務局 基本的には、ICTを使った新しい教育についてはこの新しい150万円のところにあげていただく方が学校としても、お得ですので、こちらにあげていただくことをお勧めします。特色教育との棲み分けという部分は、どっちがというのは悩ましいところではありますので、申請する

際に例などをつけて、分かりやすく例示したいと思っています。以上でございます。

○村田会長 よろしいですか。

ではそれ以外について何かありますか。

はいどうぞ。

○委員 幼小中高と専各の方、今回の中でコロナ対策の補助金を今現実的に検討されているんですけども、国の方でも最大100万、出されたんですけども、今度県の方の対策として人件費とか、その辺の方に使われるわけですけども、今現実的に窓も開けっぱなしで空調ガンガンかけてるんですよ。この前電気料金、ガス料金を見た時にものすごい跳ね上がってるんです。だから、その辺の差額というか、過去5年間の、8月なら8月のガス代なり電気代に対して、2割アップ、3割アップした場合もそういうのは対象になるのかなという。単純な質問で申し訳ないですけども。

○村田会長 じゃあ事務局お願いします。

○事務局 今のは国の補助対象でしょうか。

○委員 県の補助対象。

○事務局 こちらの県のコロナ対策加算はですね人件費を念頭に置いておりまして、光熱水費が増加になったということで、そちらのほうは想定しておりません。(※)

○委員 分かりました。

○村田会長 そのほか。

はい、どうぞ。

○委員 専門学校のほうで、資料3のところの学校評価の公開加算の廃止ということで、これは了解はしております。その根拠は、職業実践専門課程の課程を取ったところは学校評価を必ずやると、財務関係も公開するということになっておるものですから、専各としては学校評価の公開加算はもう役割をはたしていると、事務方の御判断ですけど、それはそれだと思います。ただこれは、職業実践専門課程、これをなんとしても幅を広げたい、幅を広げていかなくはいけないというのが私どもの使命になっておりますので、やがてこちらのほうに変わっていくものと、そういう期待を込めて私は了解をいたしました。以上です。

○村田会長 じゃあ、御意見ということでよろしいですね。

○委員 はい。

○村田会長 そのほかございますか。

はい、どうぞ。

○委員 すいません、この審議会の中のことでないのですが、私が勉強不足なので教えていただきたいと思います。私、非営利法人等に対して、会計監査に今年度行き始めました。医療法人や社会福祉法人様等では、人に対して一律慰労金が国のほうから、国を通して県からですかね、出てますよね。やはり、現場の方、現場というか、相当疲弊しているんですね。もう毎月ぎりぎりというか、



よく倒れないなみたいな形になっています。一方学校法人様の方はどうかという、今まさしく再開し始めて、年度末に向けて非常にお尻が詰まっているから、普段よく御挨拶させていただいている理事長先生なんかも忙しくてお会いできないみたいな形になっています。そのような、1人あたりいくらみたいなものというのは、将来的に出るのかどうかというのは、ちょっとここでの質問としてはふさわしくないのかもしれませんが、参考までに何か御存じでしたら教えていただけるとありがたいと思います。

○村田会長 じゃあ、事務局

○事務局 こういったいわゆる慰労金的なものとは別で、各学校法人に対する補助なり支援というのは国の方でもいろいろメニューを出していますけれども、現時点で慰労金みたいなものはないといったところでございます。

○村田会長 よろしいですか。

それでは、事務局の方。

○事務局 先ほどの、委員の御質問に対する答弁で、一部修正、補足させていただきます。今の案でお示ししている県のコロナ加算の対象としては想定しておりませんが、国のほうの補助の対象にはなるのではないかなと思いますので、計画の内容をですね、詳細をいただければというところでございます。

○村田会長 国庫補助の方の対象にはなっているということなんですね。

○事務局 国庫補助の対象にはなりうるかなと考えております。(※)

○村田会長 じゃあ、そちらの方で。

そのほかございますか。

○委員 すいません、今の事務局の回答なんですけれども、たしか補助金の中にそういう経費というのは明記されてましたっけ。多分ないと思うので、もしそれがあれば、もう少しわかりやすい文書を出していただいたほうが、多分みなさん周知できるのかなと思うんですけれども。もし、そういうことを調べていただいて、その辺の経費のほうも補助として対象になるのであれば、そういった文書を出していただけるとありがたい。私学全部一緒だと思うんですけれども、そういったものを出していただければありがたいかなと思います。以上です。

○村田会長 はい、じゃあ事務局から何か。

○事務局 委員の御指摘の通りそういった例示ではお示ししておりませんでした。ですので、我々いろんな計画の内容を幼稚園からいただいておりますので、そういった内容で各幼稚園に通知すべきものがありましたら、Q&Aとかお示しすることを検討させていただきたいと思っております。

○村田会長 よろしいですか。

○委員 全くその他で。

○村田会長 全くその他で、はい、どうぞ。

○委員 2点ほどありましてですね、また資料1の2を見ていただきたいんですけども、これは来年度以降で結構です、というのはそんなに性急なことではないんですけども、今後改善していくためにですね、実はこういった政策誘導配分なんかについては分かりやすいほうがいいというのがあると思うんですね。例えば、⑤「本務教員1人あたり生徒数が少ない学校に加算」といっても、「少ない」というのは、どの程度少ないというのかわかりません。だから、具体的に、例えば授業料に関する加算とか減算に関しては具体的にかなりわかるようになってますよね、あそこまでいなくてもいいですけども、やっぱりある程度の指針はわかるようにしていただけないのか。あとですね、例えば8番、定員超過の調整ですね、実は私共の学校が、この中学入試でですね、去年より受験生が少なかったんで、合格者も減らしたんですよ、ところが実は入学者が大幅に増えちゃったっていう訳の分からない現象があるんですね。そういう時に減算されるならしょうがないと、じゃあ具体的にどのくらいのことでどうなのかというある程度の方向性というか、示されていると。つまりどのくらいだったらばここは減算されるよとある程度出ていますよね。じゃあ、それがどのくらい額に関係してくるなんてのは、これが出せないものなのだったらもう諦めますけれども、例えばイメージとしてある程度できるなら、あったほうがいいかなあ。特に減算されたらそれが他の学校に回って、うちの学校は生徒増えちゃったんだから減算されるのは当たり前で、だけどそれはほかの学校にこういうやり方で有効に使われているんだよ、という形がわかると納得できると思うんで、その辺のところは1つ目です。分かりやすくというのが。その形でやられると我々うれしいなど。

もう1つ、これは全く変わるんですが、コロナで忙しいというのものもあるんですけど、実は最近学校がブラックだといわれていますよね、実はそんなでもないんですよ、私立は。実をいうと、私が思うにはですよ。むしろ公立のほうが大変なんじゃないかと思うんですけども、私立は意外と、やっぱり労働基準法なんですね。そういう観点で例えば働き方改革で、どういう形でやったらいいかなんていうのを、この補助金の加算の対象にしてもらうことによって、より働き方改革が良く進むような、そういったスキームというのを考えていただけないか。これはお願いします。

その2点だけちょっとお願いしたい。

○村田会長 はい、ありがとうございます。

次回以降の課題ということでよろしいですね。

はい、それではですね、この内容について、先ほどちょっと御議論いただいた納付金の話について、一部今日の意見をよく検討していただくという点がありますけれども、それを前提に、諮問事項3件につきまして、事務局の提案した案について、お諮りをしたいと思います。

それでは初めに、「令和2年度小学校・中学校・高等学校に係る運営費補助金配分の基本方針(案)」につきまして、原案を適当と認めることでよろしいでしょうか。

○委員 棄権します。

○村田会長 じゃあ棄権ですね、分かりました。

委員については棄権ということで、一応賛成多数ということで、「令和2年度(小学校・中学校・高等学校)運営費補助金配分の基本方針(案)」につきまして、原案を適当と認めることといたします。

次に、「令和2年度幼稚園に係る運営費補助金配分の基本方針(案)」につきまして、原案を適当と認めることでよろしいでしょうか。これが幼稚園の方です。

○委員 こっちが棄権でした。

○村田会長 分かりました。先ほどは賛成ということで。

○委員 はい。賛成です。申し訳ございません。

○村田会長 それでは、幼稚園に係る部分については、委員については棄権ということで取り扱わせていただきます。

それでは、「令和2年度幼稚園に係る運営費補助金配分の基本方針(案)」につきましては、原案を賛成多数ということで。

○委員 原案じゃなくて、学事課長の修正が入ったものをということでよろしいですね。

○委員 その発言に基づいてですよ。

○村田会長 はい。それについても検討するという、条件付きといいますかね。

○事務局 園児納付金抑制加算の部分につきましては、ペンディングさせていただいて、それ以外の部分については、この場で。

○村田会長 そういうことですね。園児納付金抑制加算については変えがあるということを前提にそれ以外のところについては基本的には賛成ということでよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○村田会長 では、「令和2年度幼稚園に係る運営費補助金配分の基本方針(案)」につきましては、先ほど申しましたような形で、原案を適当と認めることといたします。

最後に、「令和2年度専修学校各種学校に係る運営費補助金配分の基本方針(案)」につきまして、原案を適当と認めることでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○村田会長 それでは、「令和2年度専修学校・各種学校に係る運営費補助金配分の基本方針(案)」につきましては原案を適当と認めることといたします。

以上で議事は終了いたしました。貴重な御意見賜りましたことまことにありがとうございました。

それでは、事務局に進行をお返しいたします。

○事務局 ありがとうございました。

委員の皆様方におかれましては、大変御多忙の中、7月30日の第1回、そして本日の第2回の2回にわたり、大変貴重な御意見を賜りありがとうございました。本日御審議いただきました基本

方針、それから一部保留になっております、幼稚園の園児納付金抑制加算の見直しを除いて御承認いただいたもの、それを踏まえまして、速やかに配分基準につきましては各学校に伝えまして、補助目的に沿った学校運営をお願いしてまいりますとともに、適正かつ効率的な予算の執行に努めてまいります。

以上で審議会として日程は終了となります。皆様方には引き続き県内私学の振興に御指導、御協力を賜りますようお願いいたします。

本日は誠にありがとうございました。

(1時間39分)

※ 事務局説明の「加算対象として光熱水費は想定していない」「国の補助対象になる」という点について誤りがあったため、会議後に以下のとおり修正・補足の説明をし、了解を得た。

新型コロナウイルス感染症対策加算の対象は、感染症対策の取組みを徹底することに伴う業務量の増への対応に必要なものに係る経費であって、国の補助など他の補助と重複しないものである。

人件費だけでなく光熱水費についても対象となる。

